

陸前高田事業所 百笑 運営規程

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設する陸前高田事業所 百笑（以下「事業所」という）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 陸前高田事業所 百笑
2. 所在地 岩手県陸前高田市高田町字大隅 93-1-2 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所での従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、介護の提供に当たるものとする。
2. 従業者
生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の相談に当たる。
介護職員 1名以上
介護職員は、介護の提供に当たる。
機能訓練指導員 1名（非常勤兼務1名）
機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間、利用定員は次のとおりとする。

1. 営業日 毎週 月、火、水、木、金とする。
但し、国民の祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月16日は休日とする。
2. 営業時間 8時30分から17時30分までとする
3. サービス提供時間 9時30分から15時45分 *延長サービスあり。

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

一単位あたりの利用定員を10名とする。

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容及びその他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときはその1割、2割又は3割の額とする。

- 1、生活指導(相談援助等)
- 2、機能訓練(日常動作訓練)
- 3、介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)
- 4、介護方法の指導
- 5、健康状態の確認
- 6、送迎
- 7、食事
- 8、入浴
- 2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。
 - ①通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの送迎に要する費用は通常の事業実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり30円
 - ②前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - ① 食費 1食につき 600円
 - ② オムツ代 100円 (利用者が希望する場合)
 - ③ パット代 50円 (利用者が希望する場合)
 - ④ 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に書面で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

陸前高田市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 主治医から指示事項等がある場合には申し出る。

- ② 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ③ 体調不良等によって指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに適さないと判断される場合にはサービス提供を中止することがある。
- ④ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 職員は、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスを実施中に、利用者の病状の変化、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策に備えるために、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し防火管理者又火気、消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 1 回
避難訓練	年 1 回
通報訓練	年 1 回

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 14 条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは

照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦等に対応する窓口を設置し指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対して迅速に対応する。
- 5 事業所は苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第15条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者と置く。

(就業環境の確保)

第18条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- ①採用時研修 採用後1カ月以内

②継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に入れる。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

令和2年12月1日 変更 (住所記載変更、サービス内容に入浴を追加)

令和5年4月1日 変更 (法人名称変更、サービス提供時間変更)

令和6年2月1日 変更 (昼食代、虐待防止変更、業務継続計画、衛生管理、就業環境の確保追加)